

重要事項説明書

第1号訪問事業 「横浜市訪問介護相当サービス」「横浜市訪問型生活援助サービス」

様（以下利用者という）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者が利用者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者概要	
事業者名称	特定非営利活動法人 グループたすけあい
事務所の所在地	横浜市青葉区市ヶ尾町1062-5-302
法人種別	特定非営利活動法人
代表者名	清水 雅子
電話番号	045-971-3317

2. 事業所概要	
介護保険法令に基づき横浜市市長から指定を受けている事業所名称（指定番号）	特定非営利活動法人 グループたすけあい 居宅サービス事業者 第1号訪問事業「横浜市訪問介護相当サービス」 「横浜市訪問型生活援助サービス」 (1473700290号)
	特定非営利活動法人 グループたすけあい 居宅介護支援事業 (1473701801号)

3. 実施地域 横浜市 青葉区

4. 事業の目的と運営方針	
事業の目的	「介護保険法に基づく第1号事業」
運営の方針	関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、要介護者等が自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる援助を行う。

5. 事業所の職員体制 (2025年4月1日 現在)		
従業者の職種	実 数	勤務の態勢
管理者	1名	常勤兼務 1名
サービス提供責任者	4名	常勤兼務 2名 非常勤兼務 2名
訪問介護員	22名	常勤兼務 0名、非常勤兼務 22名

6. 営業時間	
営業日	月曜日～金曜日（時間外、土日、祝日は状況に応じ対応）

営業時間	9：00～17：00 (サービス提供時間 8：00～18：00)
------	-------------------------------------

(注) 年末年始（12月28日～1月4日）を除く

7. 利用料

地域単価 (2級地区)

時間別単価 料金表 参照

加算要素

8. 苦情申立窓口

グループたすけあい

訪問介護事業所

ご利用時間 平 日 9：00～17：00
ご利用方法 電 話 045-971-331

7

特定非営利活動法人グループたすけ

あい

責任者 清水

雅子

横浜市青葉区役所
高齢・障害支援課

ご利用時間 平 日 8：45～17：15
ご利用方法 電 話 045-978-244
9

横浜市 はまふくコール
(横浜市苦情コールセンター)

ご利用時間 平 日 9：00～17：0
0
ご利用方法 電 話 045-263-80
84

神奈川県国民健康保険
団体連合会

ご利用時間 平 日 9：00～17：0
0
ご利用方法 電 話 045-329-3
400

9. 従業者への研修実施状況

必修研修

年間2回実施

内部研修

毎月末実施

10. 緊急時の対応方法

別紙「利用者緊急連絡先」表を作成いたします。

それに基づき利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。
また緊急連絡先に連絡いたします。

11. 事故発生時の対応方法

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

12. 天災等不可

- 1 本契約有効期間中、地震、噴火等の天災、その他事業者の責めに帰すべからざる事由により、本サービスの実施ができなくなった場合には、以後、事業者はお客様に対して本サービスを提供すべき義務を負いません。
- 2 大雪・大雨・強風等悪天候の場合は、訪問時間の遅延もしくは中止となる場合があります。

13. 苦情に対する対応方針

事業所は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応します。

14. 虐待の防止及び身体拘束等の禁止のための措置に関する事項

- 1 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の防止及び身体拘束等の発生又は防止等のために必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとします。
- 2 身体拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

15. 秘密保持

業務上知り得た個人情報については、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

16. 第三者評価の実施状況について

実施した直近の年月日	2024年8月1日
実施した評価機関の名称	公益社団法人かながわ福祉サービス振興会